

事務局説明資料

(最近の金融行政の動向について)

平成26年9月26日

金融庁総務企画局

目次

I .企業のガバナンス向上等に向けた取組み

(1)コーポレートガバナンス・コードの策定に向けた検討

(2)日本版スチュワードシップ・コード

II .金融モニタリングレポート

III .平成26事務年度金融モニタリング基本方針

IV .アジアの金融インフラ整備支援

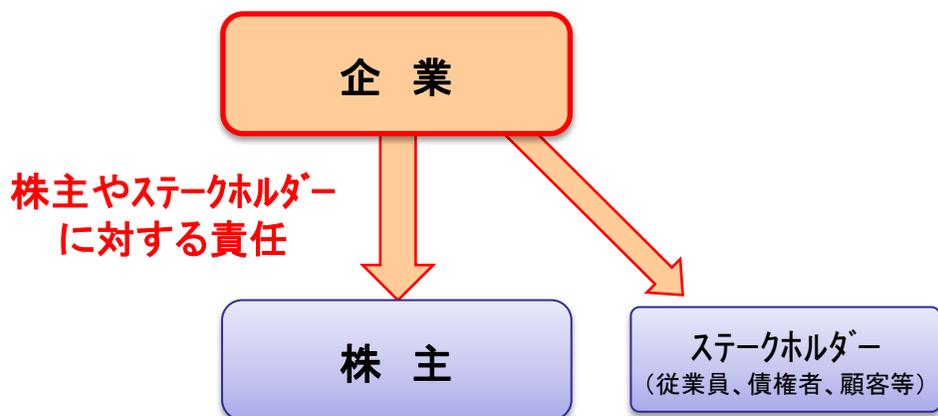
I .企業のガバナンス向上等に向けた取組み

(1)コーポレートガバナンス・コードの 策定に向けた検討

企業のガバナンス向上等に向けた取組み①

コーポレートガバナンス・コード

- ◆ 企業の行動原則
- ◆ 株主やステークホルダーに対する責任

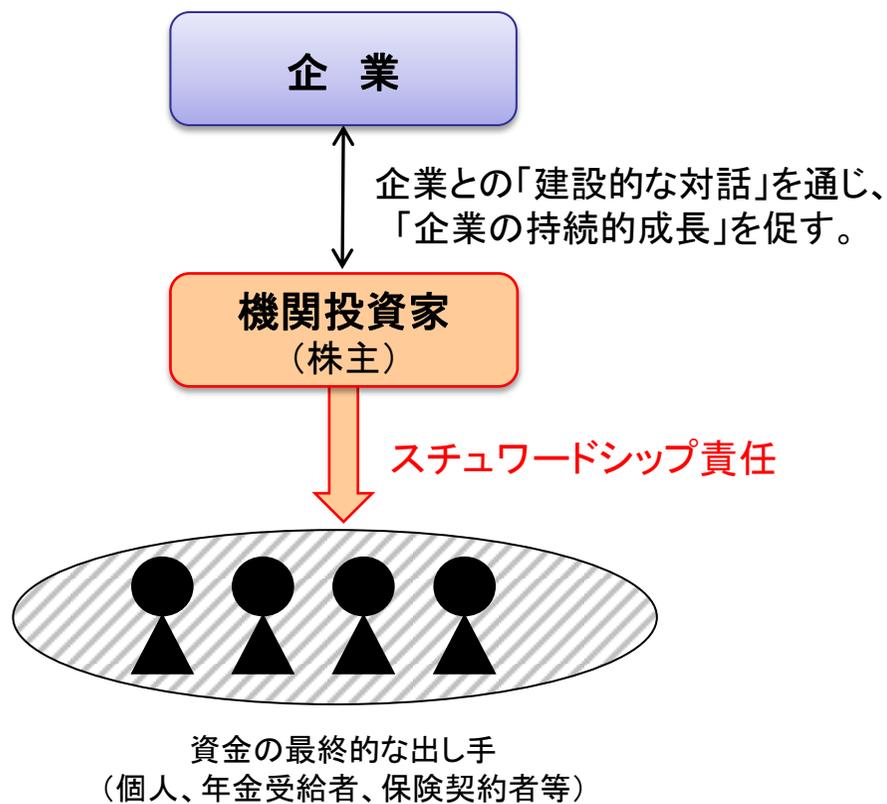


改訂「日本再興戦略」(平成26年6月閣議決定)(抜粋)

- ・「OECDコーポレートガバナンス原則」等を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。
- ・東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめる。
- ・東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

スチュワードシップ・コード

- ◆ 機関投資家の行動原則
- ◆ 資金の最終的な出し手(委託者)に対する責任



「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)を踏まえ、金融庁の有識者会合が検討を進め、平成26年2月に策定済み。本年8月末までに、計160の機関投資家がコードの受入れを表明。

企業のガバナンス向上等に向けた取組み②

[コーポレートガバナンス・コードの策定に向けた検討]

○ 「『日本再興戦略』改訂2014」(抜粋)

コーポレートガバナンスは、企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みである。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を諸原則の形で取りまとめることは、持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すことを通じ、企業、投資家、ひいては経済全体にも寄与するものと考えられる。

こうした観点から、上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレートガバナンスに関する既存のルール・ガイダンス等や「OECDコーポレートガバナンス原則」を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。このため、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては、東京証券取引所の上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとする。

○ 足許の検討状況

- 東京証券取引所と共同で「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を立ち上げ、これまでに2回の会合(第1回:8月7日、第2回:9月4日)を開催。

企業のガバナンス向上等に向けた取組み③

[(参考)「OECDコーポレート・ガバナンス原則」の概要]

○ 株主の権利

株主の権利の保護

株主の権利行使の促進

○ 株主の平等な取扱い

(少数株主・外国株主を含む)全ての株主の平等な取扱いの確保

株主の権利侵害に対する有効な救済

○ 株主以外のステークホルダーの役割

株主以外のステークホルダーの権利の尊重

会社とステークホルダーの積極的な協力関係の促進

○ 開示及び透明性

会社に関する重要事項[※]についての適時かつ正確な開示の確保

※ 財務状況、業績、株主構成、予見可能なリスク要因など

○ 取締役会の責任

会社の経営戦略の方向付け

経営陣の有効な監督

会社及び株主に対する説明責任

(2) 日本版スチュワードシッヅ・コード

企業のガバナンス向上等に向けた取組み④

[「責任ある機関投資家の諸原則」≪日本版スチュワードシップ・コード≫]

経緯

- 「日本再興戦略」(平成25年6月)を受け、金融庁の「有識者検討会」が検討を進め、国内外からのパブリックコメントも踏まえ、本年2月、「責任ある機関投資家の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫」を策定・公表。

枠組み

- 機関投資家が、各自の置かれた状況に応じて、対応できるような枠組みを設定(この点は英国コードと同じ)。
 - － 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。
ただし、金融庁でコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表(3ヶ月毎に更新)する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
〔受入れ表明の状況〕
 - ・ 本年9月2日、本年8月末までにコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」(第2回)を公表。
計160にのぼる数多くの機関投資家が受入れを表明。
 - － 機関投資家が取るべき行動について、詳細に規定するのではなく、「基本的な原則」を提示 (“principles-based” approach)。
 - － 法令のように一律に義務を課するのではなく、機関投資家に対して、個別の原則ごとに、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法 (“comply or explain” approach)を採用。

概要

機関投資家は、

1. 「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき(議案の主な種類ごとに整理・集計して公表)。
6. 顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うべき。

≪「日本版コード」の主な特色≫

- 日本の実情に応じたバランスの取れたコードとなるよう、
 - ・ 中長期的視点から企業価値及び資本効率を高め、「企業の持続的成長」を促すことが重要である旨を強調。
 - ・ 機関投資家と企業との「建設的な対話」を重視。

企業のガバナンス向上等に向けた取組み⑤

[日本版スチュワードシップ・コードの受入れ状況]

平成26年9月2日、金融庁は、同年8月末までにコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」(第2回)を公表。

コードの受入れを表明した機関投資家数 : 160 【初回から33増加】	
内 訳	【業態別】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託銀行等 : 6 【初回から変動なし】 ・ 投信・投資顧問会社等 : 109 【初回から<u>23</u>増加】 ・ 生命保険会社 : 17 【初回から<u>3</u>増加】 ・ 損害保険会社 : 4 【初回から<u>1</u>減少(合併)】 ・ 年金基金等 : 17 【初回から<u>5</u>増加】 ・ その他(議決権行使助言会社他) : 7 【初回から<u>3</u>増加】
	【国内外の別】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦系機関投資家 : 93 【初回から<u>16</u>増加】 ・ 外資系機関投資家 : 67 【初回から<u>17</u>増加】 <p>(うち、海外本部から受入れを表明した機関投資家 : 22) 【初回から<u>9</u>増加】</p>

企業のガバナンス向上等に向けた取組み⑥

[(参考)「機関投資家等の皆さまへ」(平成26年9月2日公表)]

【コードの受入れを検討中の機関投資家の皆さまへ】

- 2014年8月末時点で、すでに160の機関投資家から、日本版スチュワードシップ・コード(以下「本コード」)の受入れ表明が行われました。

受入れの是非を検討中の内外の機関投資家におかれては、自らの置かれた状況を踏まえつつ投資先企業との建設的な対話を促進するという、本コードの趣旨・精神を踏まえ、前向きなご検討をお願いいたします。

- 特に、資産保有者としての機関投資家(アセット・オーナー)による受入れは、本コード推進の駆動力の一つであり、大きな意味を持っています。

「受入れ表明」「スチュワードシップの基本方針」等については、自己のウェブサイトで公表頂くことが原則ですが、年金基金をはじめウェブサイトを持っていない機関投資家におかれては、金融庁指定のメールアドレスに送付して頂き、金融庁のウェブサイトに掲載することも可能としておりますので、前向きなご判断を歓迎いたします。

【コードの受入れを行った機関投資家の皆さまへ】

- 本コードは、法令等に代表される「ルールベース・アプローチ」ではなく、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しています。

今般、これまでに本コードを受け入れたすべての機関投資家の「基本方針」等が出揃うこととなりましたが、今後、これらの機関投資家がスチュワードシップ活動を本格化していくに当たっては、本コードの形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切な活動であるか否か、という観点を大切にして頂くようお願いいたします。

例えば、「対話」の回数自体を競ったり、外形的・機械的な手法(box-ticking approach)のみで投資先企業を評価したりする「形式主義」は、本コードの趣旨・精神とは相容れないものと考えられます。

企業のガバナンス向上等に向けた取組み⑦

[(参考)「機関投資家等の皆さまへ」(平成26年9月2日公表)]

○ また、本コードは、「最低限満たすべき水準の一律な実現」ではなく、それぞれの機関投資家が、自らの置かれた状況を踏まえた上で、創意工夫と差別化の努力を積み重ねていくことにより、全体として、これを超えた水準(ビヨンド・ミニマム・リクワイアメント)の実現を目指そうとするものです。

従って、各機関投資家の「基本方針」等についても、「いったん公表したものは変えない」というのではなく、改訂を積み重ね、さらなる改善を図っていくという考え方が、コードの趣旨・精神と整合するものと考えられます。

【受益者等の皆さまへ】

○ 本コードは、一律に遵守(コンプライ)することを求めるものではありません。例えば運用方針や規模などに照らし、一部についてコンプライすることが適当でないと考えた事情が存在するのであれば、機関投資家は、その旨を受益者等に対してしっかりと説明(エクスプレイン)することにより対応することが想定されています。

その際には、形式的・表面的な説明や、ひな型(boiler-plate)的な説明は避けるべきですが、受益者等(アセット・オーナーを含む)におかれても、機関投資家がコンプライではなく、しっかりとエクスプレインを行っている場合には、機械的に消極的評価を行うのではなく、コードの趣旨を踏まえた評価に努めて頂けるようお願いいたします。

(以上)

Ⅱ．金融モニタリングレポート

金融モニタリングレポート

- ✓ 昨年度の金融モニタリング基本方針において、経済情勢の変化や金融機関に共通する課題への適切な対応、金融機関がより優れた業務運営（ベストプラクティス）を目指す動きにつながることを念頭に置き、以下の新たな金融検査（金融モニタリング）の基本的方向性を明らかにした。
 - 金融機関・金融市場で何が起きているかを、リアルタイムで実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応（マクロプルーデンスの視点の導入）
 - 重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）
 - ミニマム・スタンダードの遵守だけではなく、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からモニタリングを実施
- ✓ 金融モニタリングレポートは、こうした金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題をとりまとめて、本年7月に初めて公表したものの。
- ✓ 本レポートにより、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で認識の共有がなされ、当局との建設的な対話を通じて、各金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）や金融システム・金融市場の健全な発展につながることを期待。

➤ レポートの内容

第Ⅰ章 金融システムの現状

第Ⅱ章 業態別の金融モニタリングの概要

1. 3メガバンクグループ

2. 地域銀行

3. 外国銀行

4. 保険会社

第Ⅲ章 テーマ別の水平的レビューの概要

1. 経営管理

2. 反社会的勢力、マネー・ロンダリング(資金洗浄)への対応

3. 投資信託販売業務態勢

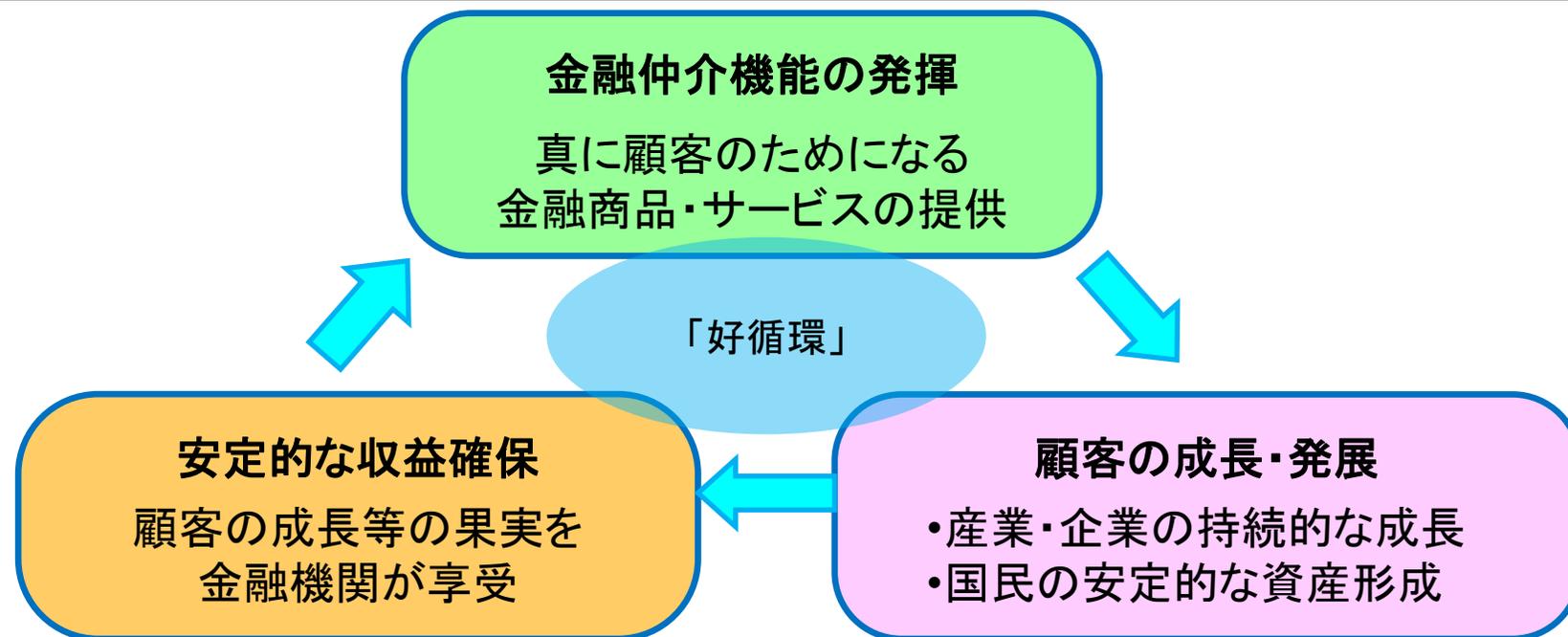
4. ITガバナンス

第Ⅳ章 当局としての取組み

Ⅲ. 平成26事務年度金融モニタリング基本方針

監督・検査の基本的な考え方

デフレ脱却と「好循環」の実現



(金融仲介機能発揮の前提としての)

金融システム・金融機関の健全性の維持

重点施策

1. 顧客ニーズに応える経営

- ✓金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているか検証。

2. 事業性評価に基づく融資等

- ✓銀行等が財務データ等に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証。

3. 資産運用の高度化

- ✓商品開発・販売・運用等に携わる金融機関がその役割・責任を果たしているか、経営姿勢、提供商品・サービス、業績評価等について検証。
- ✓金融機関自身による有価証券運用についても、資産規模や資金の性格に見合った運用、リスク管理がなされているか検証。

4. マクロ・プルーデンス

- ✓グローバルな経済・市場動向と金融システムや金融機関の健全性の相互作用をフォワードルッキングに把握・分析するとともに金融機関のリスク管理態勢を検証。

重点施策(続き)

5. 統合的リスク管理

- ✓金融機関の健全性の検証について、資産査定中心の検査から、金融機関にとり重要なリスクの把握と脆弱性の分析へ。

6. ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

- ✓将来にわたり金融機関の健全性が確保されるよう、ビジネスモデルの持続可能性について、金融機関と議論。また、経営管理態勢(ガバナンス)が実際に機能しているか検証。

7. 顧客の信頼・安心感の確保等

- ✓情報セキュリティの確保、インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、業務継続体制の整備、反社・マネロン対応等の取組みを検証。

8. 東日本大震災からの復興の加速化

- ✓二重ローン問題に引き続き取り組むとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援を促進。

9. 公的金融と民間金融

- ✓公的金融と民間金融の競合・補完状況について実態把握し、両者のより望ましい関係の実現につき、関係者と議論。

具体的なモニタリングの取組み

1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

✓ 監督局と検査局が共通の方針の下で緊密に連携。

2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

✓ 建設的な対話を通じ、金融機関が自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進。

3. 国際的な連携の強化

✓ 金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を踏まえて、国際的な議論への貢献、各国当局との連携強化、諸外国の監督動向を踏まえた監督手法の改善に取り組む。

4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化

✓ 金融機関のステークホルダー（株主、顧客、社外取締役等）との意見交換や情報収集。

IV. アジアの金融インフラ整備支援

アジアの金融インフラ整備支援①

「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」 (平成25年6月14日閣議決定) (抄)

三. 国際展開戦略

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援

○アジアの金融インフラ整備支援

- ・中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進する。

※ 平成25年度の日本再興戦略は平成26年度版の閣議決定以降も引き続き有効となる。

「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定) (抄)

第二 一. 5-2 (3) 新たなに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

①国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- ・アジアに進出する日系企業等に向け現地通貨の安定的な調達や円滑な資金決済を確保するため、日本国債等を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進、民間事業者によるアジア域内のATM相互接続等を進める。また、本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。

アジアの金融インフラ整備支援②

アジア諸国に対する金融面の戦略的な対応について(基本的考え方)

金融インフラの発展状況

整備に課題を抱える国

〔例： ミャンマー、ベトナム
モンゴル〕

一定程度
整備されている国

〔例： インドネシア、タイ〕

その他の国

支援のあり方

日本主導で
テーマを設定し
整備を支援

二国間共通の
課題等につき
知見を共有

技術協力メニュー

制度基盤の整備支援

- ・ 法令制定
- ・ 監督・検査当局の能力強化
- ・ 中小企業の資金調達円滑化のための制度整備

具体的な金融インフラ支援

- ・ 決済システムのIT化
- ・ 証券取引所の設立
- ・ 損害保険料率算出団体の設立

知見・経験の共有

- ・ 金融行政の組織面の経験
- ・ 災害対応
- ・ 国際基準の設定

アジアの金融インフラ整備支援③

～アジア諸国との金融技術協力に係る覚書締結(書簡交換)の状況～

モンゴル

銀行	モンゴル中央銀行	6月署名
証券	モンゴル 金融規制委員会 (FRC)	1月署名
保険		

ミャンマー

銀行	ミャンマー中央銀行	調整中
証券	ミャンマー財務省	1月署名
保険		

タイ

銀行	タイ中央銀行	5月署名
証券	タイ証券取引委員会	2月署名
保険	タイ保険委員会	8月署名
銀証保	タイ財務省	7月署名

ベトナム

銀行	ベトナム国家銀行	6月署名
証券	ベトナム 国家証券委員会	3月署名
保険	ベトナム財政省	6月署名

インドネシア

銀行	インドネシア金融庁 (OJK)	6月署名
証券		2013年 10月署名
保険		

アジアの金融インフラ整備支援④

～アジア金融連携センター(Asian Financial Partnership Center :AFPAC)～

【目的】

- アジアの金融・資本市場の諸課題や技術支援のあり方を共同研究、金融インフラ整備支援に活用
- 各国の金融規制当局との協力体制を強化し、本邦企業・金融機関の円滑な事業展開に貢献
- 国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信

【活動の内容】

- ・ 本年4月設置。今夏より、アジア諸国等からの金融当局者を研究員(将来の当局幹部候補)として順次招聘。
(参考) 7月29日より、ベトナム中銀から1名、モンゴル金融規制委員会から2名の研究員が研修開始。
- ・ 各研究員の関心分野に応じ、実務研修を含む、研修プログラムを提供。
- ・ 共同作業・研究の成果は、セミナーやシンポジウムで公表するほか、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、実務にも活用。
- ・ 招聘プロセス、研修や研究を通じ、各国当局との関係を強化し、強固な協力関係を構築。